

第23回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和4年4月27日(水) 午後4時01分
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和4年4月27日(水) 午後4時01分
2. 閉会時間 令和4年4月27日(水) 午後4時34分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 16名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	(会長)北浦 守金	2	坂本 文子	3	鳥田 誠吾
4	佐藤 幸平	5	西森 博昭	6	片山 定幸
7	大川 徳昭	8	宮崎 光男	9	大町 信広
10	吉田 徳成	11	吉田 政信	12	平野 晋
13	吉田 昭浩	14	吉田 幸春	15	永田 充
16	片山 久和	17	廣瀬 光徳	18	森 誠
19	村里 枝美子				

5. 欠席委員者の数 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	鳥田 誠吾	5	西森 博昭	16	片山 久和

6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 3名

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
安中	大場 文彦	三会	榊 廣	東空閑	本多 正典

7. 報告事項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
- 報告第2号 使用貸借解約通知書について
- 報告第3号 農業用施設届について

8. 議案

- 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
- 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第4号議案 非農地証明願について
- 第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
- 第6号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について

午後4時01分開会

議長（会長）

皆さん、こんにちは。

ただ今より、第23回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、3番 鳥田 誠吾 委員、5番 西森 博昭 委員、16番 片山 久和 委員、は所要のため、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会 会議規則 第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、4番 佐藤 幸平 委員、6番 片山 定幸 委員を指名します。

議長（会長）

はじめに、事務局から報告があります。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページに記載のとおりで、3件 6筆 7, 002平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集2ページに記載のとおりで、2件 4筆 3, 060平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、農業用施設届について報告します。

議案集3ページに記載のとおりで、2件 3筆 154平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長（会長）

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人 及び 譲渡人は、議案集4ページ、1番に記載のとおりで、畑 1筆 1, 136平方メートル を売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、26,786平方メートルで、農機具は、トラクター 2台、動力噴霧器 1台、コンバイン 1台、田植機 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
……委員

（……委員）

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について報告します。

譲受人は、50年の農作業歴があります。

妻と息子夫婦の4人で農業を営み、申請地も含め、大根・人参・白菜を作付し、通作距離は自宅から車で10分ということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。
（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の譲受人 及び 譲渡人は、議案集4ページ、2番に記載のとおりで、畑 2筆 518平方メートル を売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、6,167平方メートルで、農機具は、トラクター 1台、耕運機 1台、軽トラック 1台、管理機 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
……委員

（……委員）

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について報告します。

譲受人は、15年の農作業暦があります。

両親と3人で農業を営み、申請地も含め、白菜・馬鈴薯を作付し、通作距離は自宅から約100メートルということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

申請人は、議案集5ページ、1番に記載のとおりで、申請地 125平方メートルを、……及び……への進入路として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地 区域外で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

(……委員)

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は農地、南側は道路、西側は転用許可申請地となっております。

コンクリート舗装を行い、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

申請人は、議案集5ページ、2番に記載のとおりで、申請地 441平方メートルにおいて、木造平家建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地 区域外で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

……委員

(……委員)

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は転用許可申請地、南側は道路、西側は農地と

なっております。

コンクリート舗装を行い、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第2号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は許可相当と認めることよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、1番に記載のとおりで、申請地 213平方メートルを譲り受け、駐車場及び住宅用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

（……委員）

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は道路、東側及び南側は農地、西側は道路となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長(会長)

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長(会長)

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、2番に記載のとおりで、申請地 5, 6 3 2平方メートルを譲り受け、飼料倉庫及び事務所を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地 区域外で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長(会長)

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

(……委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側、南側及び西側は道路となっております。

造成し擁壁を設け、雨水は調整池、排水管を経由して水路へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽及び排水管を経由して水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長(会長)

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について、ご意見等はありませんか。

(……委員より意見あり)

……委員

(……委員)

この件は……の関係かと思いますが、地元の農業者と話す機会がありまして、参考にお聞きします。

……に……を運ぶ車についてですが、10 t 車が2レーンきているようです。移転したらここに来るかと思いますが。移転自体は別に問題ないのですが、特殊車両がどこを通ってくるのか、ここ周辺では……付近が大きな縦道です。今は……の縦道を通っていますが、移転したら……付近を通るのではないかと、地元の……関係者の方も心配されています。わかる範囲でいいから、今の時点でわかることを教えてほしい。

議長（会長）

事務局

事務局

事務局の方から説明させていただきます。この件につきましては、事前に……委員から相談を受けておりました。

道路法で車の幅や長さが決められており、それを超えている場合は本来通行できません。しかし、基準を超えている特殊車両につきまして、道路管理者は「車両等が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、必要な条件を付して、通行を許可することができる。」となっています。

……を運ぶ車が……から……、今後は……になるかと思いますが、道路を通行してよいかとの協議がなされております。

市道……線について、市の……に「特殊車両通行協議書」が出されております。……からは、安全面に注意してください等の条件を付して、車両の通行を許可してよいと、回答がなされております。

通行期間は許可日から2年です。令和4年4月に出されていますので、令和6年4月まで市道……線を通行してよいと許可がだされています。今後どうなるかは、もし通路を変える場合は「特殊車両通行協議書」がだされるかと思いますが、この件については一般国道……号線、……の県道についても通行してよいかとの協議がだされております。

議長（会長）

……委員、事務局の説明でよろしいでしょうか。

(……委員)

はい、わかりました。

議長（会長）

他にございませんか。

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

なお、県知事に進達するにあたり、会長において長崎県農業会議あてに諮問書を送付し、その意見を踏まえ、「農業委員会の意見書」を付しますので、ご了承をお願いいたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

使用借人及び使用貸人は、議案集7ページ、3番に記載のとおりで、申請地 385平方メートルを借り受け、木造2階建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
……委員

（……委員）

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側は道路、南側及び西側は農地となっております。盛土造成し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっております、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、4番に記載のとおりで、申請地 749平方メートルを譲り受け、木造平家建貸家を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

（……委員）

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側、東側及び南側は道路、西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は溜枡を設置し、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 非農地証明願いの1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集8ページ、1番に記載のとおりで、昭和21年月日不詳頃から、隣接宅地と一体に住宅用地として利用されております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

（……委員）

第4号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は申請人所有の宅地、南側は水路、西側は農地となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第4号議案、非農地証明願いの2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集8ページ、2番に記載のとおりで、平成10年月日不詳頃から、竹が繁茂し山林化しています。

以上で説明を終わります。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
……委員

（……委員）

第4号議案 非農地証明願いの2番について報告します。
申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側、南側は水路及び道路、西側は宅地となっております。
現地を見ますと、山林として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございます。
ただ今、説明がありましたが、第4号議案の2番について、ご意見等はありませんか。
（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。
（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定いたします。
次に、第5号議案、「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）」について、上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）」について、説明します。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、「農用地利用集積計画（案）」の承認を得ようとするものであります。
利用権設定については、議案集9ページから13ページに記載のとおりで、
耕作権の新規設定 9件 28筆 20,892.00平方メートル
耕作権の再設定 10件 37筆 23,967.83平方メートル
次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集14ページに記載のとおりで、7件 10筆 10,191平方メートルです。

合計 26件 75筆 55,050.83平方メートルです。
以上で説明を終わります。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。
（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第5号議案を承認することに決定してよろしいでしょうか。
（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案、「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）」を承認することに決定いたします。
次に、第6号議案、「農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）」について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明します。
議案集の15ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、29筆、19,145.83平方メートルの農地について、島原市から「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、6名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。
（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第6号議案は、「問題なし」ということで市に回答してよろしいでしょうか。
（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議がないようですので、第6号議案、「農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）」は「問題なし」ということで市に回答することに決定いたします。

議長（会長）

以上で、第23回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。
これで、第23回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 4時 34分